

別紙

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

給費付 下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

☆基本サービス

1. ご契約者の要支援度とサービス利用料金	要支援 1 16,470円	要支援 2 33,770円
2. うち、介護保険から給付される金額	14,823円	30,393円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,647円	3,377円

☆個別サービス

個別サービスを利用される場合には、それぞれ以下の料金が上記に加算されます。

1. 加算対象サービス	①運動器機能向上	②栄養改善マネジメント	③口腔機能向上	④アクティビティ	⑤介護職員処遇改善加算	⑥中山間事業所評価	⑦サービス体制強化	⑧事業所評価加算
2. サービス利用料金	2,250円	1,500円	1,500円	530円	1月あたりの総単位数 ×0.019	介護度により異なります（基本料金×5%）	① 240円 ② 480円	1,200円
3. うち、介護保険から給付される金額	2,025円	1,350円	1,350円	477円			① 216円 ② 432円	1080円
4. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	225円	150円	150円	53円			① 24円 ② 48円	120円

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。また、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。 *** 飲み物、その他消耗品 1回のご利用につき 100円を頂きます。**